

被保険者証への臓器提供に関する意思表示欄の導入

資料4

1. これまでの検討経過

- ① 第21回政府管掌健康保険事業運営懇談会における意見の聴取
- ② パブリックコメント募集の実施(平成18年4月20日～5月19日)
その結果、賛成33件、反対1件、その他2件の意見あり。
- ③ 主な意見では、臓器提供の意思表示を見られること等を懸念する意見や、意思表示に変更があった場合の対応はどのようにするかというものがあった。

2. 今後の対応

- ① 結果
平成19年1月から社会保険事務所における被保険者証の払い出し分より臓器提供の意思表示欄を設けた新様式により交付する。(注:旧様式の在庫がある社会保険事務所においては、当面旧様式を交付する。)
- ② 意見に対する対応
臓器提供の意思表示欄に係る目隠しシールを希望者に対し配布することを検討する。
意思表示の変更の申し出がなされた場合は、被保険者証の再交付を行う。

健康保険被保険者証の様式（裏面）

臓器提供に関する意思表示欄を導入することとした場合の様式例

変更案

注意事項

- 1 被保険者の資格が無くなったとき、その被扶養者で無くなったとき、又は氏名が変更になったときは、この証をすみやかに事業主へ返して下さい。
- 2 不正にこの証を使用したものは、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

住所

臓器提供意思表示欄（該当する1～3のいずれかを○で囲んで下さい）

私は、**脳死判定に従い死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。**

私は、**心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。**

私は、**臓器を提供しません。**

(注) グレーの背景色の部分は、サインパネル仕様とする。

現行

注意事項

1. 診療を受けようとするときには、この証をその都度保険医療機関等の窓口で渡して下さい。
2. 被保険者の資格が無くなったとき、その被扶養者で無くなったとき、又は氏名が変更になったときは、この証をすみやかに事業主に返して下さい。
3. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

住所

(備考)